

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

| | |
|---------------------------------------|----|
| ○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課) | 9 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課) | 9 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) | 9 |
| ○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課) | 9 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) | 10 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災害課) | 10 |

告 示

北海道告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長沼土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年6月5日

北海道知事 高橋 はるみ

| 就退任の別 | 就退任年月日 | 理事・監事の別 | 氏名 | 住 所 |
|-------|------------|---------|---------|---------------|
| 就 任 | 平成19. 5.23 | 理 事 | 菊 地 博 | 夕張郡長沼町西1線南2番地 |
| 同 | 同 | 同 | 卷 隆 之 | 西2線北9番地 |
| 同 | 同 | 同 | 間 島 忠 利 | 西5線南1番地 |
| 同 | 同 | 同 | 桃 野 弘 | 本町北3丁目1番10号 |
| 同 | 同 | 同 | 宮 川 澄 雄 | 東2線北14番地 |
| 同 | 同 | 同 | 折 口 光 喜 | 東1線北18番地 |
| 同 | 同 | 同 | 池 内 義 一 | 西4線北2番地 |
| 同 | 同 | 同 | 浅 沼 善 之 | 西5線北6番地 |
| 同 | 同 | 同 | 松 尾 嘉 則 | 銀座南2丁目8番3号 |
| 同 | 同 | 監 事 | 松 本 稔 | 東5線北1番地 |
| 同 | 同 | 同 | 谷 口 博 宣 | 字木詰 |
| 同 | 同 | 同 | 平 田 真 一 | 東4線北18番地 |
| 退 任 | 同 19. 5.22 | 理 事 | 高 倉 重 義 | 東1線北1番地 |

| | | | | | |
|---|---|-----|---------|---|----------|
| 同 | 同 | 同 | 菊 地 博 | 同 | 西1線南2番地 |
| 同 | 同 | 同 | 卷 隆 之 | 同 | 西2線北9番地 |
| 同 | 同 | 同 | 仲 山 敏 勝 | 同 | 西5線北7番地 |
| 同 | 同 | 同 | 間 島 忠 利 | 同 | 西5線南1番地 |
| 同 | 同 | 同 | 朝 田 和 夫 | 同 | 東2線北7番地 |
| 同 | 同 | 同 | 田 村 賢 治 | 同 | 西5線北3番地 |
| 同 | 同 | 同 | 山 崎 晋 | 同 | 東4線北16番地 |
| 同 | 同 | 同 | 宮 川 澄 雄 | 同 | 東2線北14番地 |
| 同 | 同 | 監 事 | 松 本 稔 | 同 | 東5線北1番地 |
| 同 | 同 | 同 | 村 井 輝 明 | 同 | 西2線北15番地 |
| 同 | 同 | 同 | 谷 口 博 宣 | 同 | 字木詰 |

北海道告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年5月25日、狩場利別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年6月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（夕張太北地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成19年6月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年6月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第419号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195

号)第113条の2第3項の規定により公告する。
平成19年6月5日

| 地 区 名 | 事 業 の 種 類 | 北海道知事 高 橋 はるみ | 完了年月日 |
|---------|------------------|---------------|------------|
| 下 志 文 | 経営体育成基盤整備(農業用排水) | | 平成18.10.19 |
| 同 | (区画整理、暗きよ) | | 同 17.12.16 |
| 豊 正 中 央 | (農業用排水、区画整理) | | 同 18.10.20 |
| 同 | (暗きよ) | | 同 17.10.20 |
| 砺 波 東 | (農業用排水) | | 同 18. 1.30 |
| 同 | (暗きよ) | | 同 18.11.10 |
| 小 西 | (農業用排水) | | 同 19. 1.19 |
| 同 | (区画整理) | | 同 17. 9.20 |
| 同 | (暗きよ) | | 同 18.11.30 |
| 光 栄 南 | (農業用排水) | | 同 17.10.20 |
| 同 | (区画整理) | | 同 18.11.30 |
| 菱 沼 | (農業用排水) | | 同 16.10.20 |
| 同 | (区画整理) | | 同 18.10.30 |
| 京 極 西 | (農業用排水) | | 同 16.12.17 |
| 同 | (区画整理) | | 同 18.11.30 |
| 同 | (暗きよ) | | 同 17.12.20 |
| 雁 里 | (農業用排水、区画整理) | | 同 18.12.20 |
| 同 | (暗きよ) | | 同 18. 2.20 |
| 南 大 和 | (農業用排水、暗きよ) | | 同 19. 2. 9 |
| 同 | (区画整理) | | 同 17.12.20 |
| 同 | (客土) | | 同 17. 2.10 |
| 旭 | (農業用排水、区画整理、暗きよ) | | 同 18.12.15 |
| 同 | (客土) | | 同 18. 6.19 |
| 碧 水 | (農業用排水) | | 同 18.12. 8 |
| 同 | (区画整理) | | 同 18. 7.20 |
| 同 | (暗きよ) | | 同 18. 1.10 |
| 妹背牛6区 | (農業用排水) | | 同 17.12.20 |
| 同 | (区画整理) | | 同 18.12. 8 |
| 長 都 東 | (区画整理) | | 同 18.10.30 |
| 長沼発祥第2 | (農業用排水) | | 同 19. 1.10 |
| 同 | (暗きよ) | | 同 17.12.22 |

| | | |
|-----------|--------------|------------|
| 旭 大 同 | (農業用排水) | 同 18. 1.20 |
| 同 同 | (区画整理、暗きよ) | 同 16.10.29 |
| 幌 里 東 同 | (農業用排水) | 同 17.12. 9 |
| 同 同 | (区画整理) | 同 18. 6.30 |
| 同 同 | (暗きよ) | 同 17. 7.29 |
| 多 度 志 北 | かんがい排水[国営附帯] | 同 19. 3.20 |
| 沼 の 内 南 同 | | 同 19. 1.10 |
| 秩 父 別 同 | | 同 19. 3.23 |

北海道告示第420号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年6月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 枝幸郡枝幸町風烈布4382
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成19年6月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差円山3(I-2-403-1441)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

檜山郡江差町字円山（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦幌浜厚内（I-8-70-2716）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字チブネオコッペ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

平成19年5月15日（第1872号）

北海道告示第366号（河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 欄 | 行 |
|-----|-------|----|
| 24 | 右 | 30 |
| 誤 | 540地先 | |
| 正 | 54地先 | |

